

京都市職員共済組合公告第9号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成22年3月30日

京都市職員共済組合

理事長 星川 茂一

第32条第1号中「。以下同じ」を削る。

第33条第4項中「長期組合員のうち地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第57号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）附則第9条に規定する」を削り、「である組合員」を「である長期組合員」に改める。

第35条中「1,000分の1.69375」を「1,000分の2.45」に、「1,000分の1.355」を「1,000分の1.96」に改める。

第37条の2中「平成21年度」を「平成22年度」に、「規程」の下に「（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）」を加え、「2,542円」を「2,203円」に改める。

附則第2項中「（地方公務員共済組合連合会を除く。）」を削り、「又は負担金」を「及び負担金」に、「1,000分の1.355」を「1,000分の1.96」に改める。

附 則

- 1 この変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第35条及び附則第2項の規定は、平成22年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

（行財政局人事部厚生課）